

沖縄県立看護大学附属図書館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)規程第3条第2項の規定に基づき、附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 図書館システムの企画、立案に関すること。
- (3) 図書その他の資料の収集及び利用に関すること。
- (4) 附属図書館に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) その他附属図書館の運営に関する重要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 教授会より選出された教員4名程度

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(専門委員会)

第7条 委員会は、特定事項について調査、検討するため専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、附属図書館が処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。